

## 12 / 10 松宮孝明先生講演会

### 「監視社会と共謀罪、特定秘密保護法」

○木内会長　監視社会を考える市民のつどいをテーマに集会を開きました。

監視社会を考えるというのは、どういうことでしょうか。

共謀罪ができたことで、刑法の大原則が改悪されてしまいました。何か危険な行動があった後に警察等が動いていくというのが刑事司法の大原則でした。しかし、国家から見て何か危険と思われる話し合いがあった段階から警察が動き出すということになりました。このことは、すなわち国家権力による監視社会になったことが公然かつ合法的に宣言されたこととなります。

これから上映します映画「スノーデン」は、アメリカCIAによる市民監視社会の恐ろしい現実を目の当たりにさらけ出すものですが、日本国に住む全市民に向けても既に同じことが起きている、あるいは起きるかを考えることができます。時の国家権力にとって都合の悪いことを合法的に内密にし、永久に知られないようにする仕組みをつくってしまった。そして、それが当たり前のような空気が生まれた。森友・加計問題でも都合の悪いことは明かさないでいい環境があります。憲法の規定に基づく野党からの臨時国会召集要求についても、無視しております。南スーダンPKO派遣問題でも、憲法9条を無視しています。憲法をないがしろにしている状態が今の政府にあります。私たち市民の立場から憲法を守らせる努力が必要とされています。日本国憲法12条の定める、権利を守るための不断の努力を尽くすことが今ほど求められるときはありません。

映画「スノーデン」をごらんいただいた後は、立命館大学の松宮教授にお話をさせていただきます。秘密保護法、共謀罪法と監視社会の問題点を御一緒に皆さんと深く考えていきたいと思えます。

本日は、よろしく申し上げます。

(拍手)

○司会 木内会長、ありがとうございます。

それでは、長い映画ですので、早速始めさせていただきたいと思っております。15時20分までということになっておりますので大変長いですが、それ以降の講演も含めて最後までおつき合いいただければと思います。よろしくお願いします。

(映画上映)

○司会 お疲れさまでした。

3時30分から松宮先生の御講演が始まりますので、それまで10分間の休憩ということでさせていただきます。

追加の資料がありますので、前の机の上に追加のレジメを印刷したものを置いておきますので、先ほど受けとれていないという方は、ぜひ今から前にとりに来てください。

(休憩)

○司会 定刻となりましたので、これから松宮孝明教授による御講演をいただきたいと思っております。

まず、簡単にですが松宮先生のプロフィールとして、今回のシンポジウムのチラシの裏にも記載されておりますとおり、松宮先生は立命館大学の教授で、ことしの6月1日、共謀罪法案審議が行われている参議院法務委員会において、参考人として同法案が国際組織犯罪防止条約締結の関係では不要だという立場から御発言を行うなど、精力的に活動されている先生です。

それでは、よろしくお願いいたします。

○松宮教授 御紹介いただきました立命館大学の松宮でございます。

映画「スノーデン」は2時間を超える大作だったので、もう、きょうはそれだけでおなかいっぱいになられているのではないかと思います。なので、私の話はつけ足しで、あと少しお時間をいただいて、法律家の立場からこの映画を見ていろいろ考える

ことなど、お話をさせていただきたいと思います。

とはいいいましても、私は法律を教えるほうなので、サイバー、インターネットの専門家でもあるわけでもないし、ましてや諜報機関にいたわけでもないのです。また、もう一つ、法律の中ではプライバシーという問題にかかわることでもあるし、もう一つはサイバーテロという問題でもあるのですが、いずれにしても専門家というわけではないんですね。でも、法律をやっている者から見たときにどんなふうを感じるかということをお話しさせていただこうと思います。

さて、最初の余談になりますが、イタリアにフィレンツェというまちがあります。私は昔フィレンツェに旅行したときに、中世から近世にかけてフィレンツェというまちは、メディチという大商人がおさめていたまちですね、とても有名な話なのですが。メディチが保護したいろいろな文化財、美術館などいろいろあり、大聖堂があり、とてもすてきなまちなんですけど、1つ驚いたことがあります。まちの丘の上に上ると、フィレンツェのまちが一望できるんですが、ここに砲台があった。この砲台がどっちを向いていたのかとくと、何とメディチ家が支配していたときの砲台は、まちのほうに向けられていた。まちの外向きじゃないんですよ、まちの中のほうに向けられていた。つまり、フィレンツェのまちの中でメディチ家に対して何か反乱が起きる、反旗を翻すようなことがあったときには、この砲台をまちに向けて撃つという、その脅しなんですね。自分のまちのほうに大砲が向いているのかと知って、びっくりした覚えがあります。

きょうのスノーデンのお話というのは、多分、恐らくスノーデン本人も、監視の件数はどこの国が一番多いかを調べて、アメリカ合衆国の中が一番多いというのを見たとき、恐らく同じようにびっくりしたんだらうと思います。何と我々の監視の目は、国内に一番向けられていると。昔も今も、支配している人間の考えることは一緒です。それがインターネットになっているか、大砲になっているかが違うだけだなという感じがいたしました。そういったことを想起させられる映画でございました。

さて、この映画「スノーデン」で注目されるのは、監視社会というスローガンですが、もう1つ忘れてならないことは、こういった無差別、大量の個人情報を取得し、蓄積し、利用するという監視社会というだけでなく、映画の冒頭、初めのほうに出てきますがサイバー攻撃ですね。

敵国、敵国というのは敵国になり得る国ということで具体的にはロシアと中国とイランが出てきましたけれども、この敵国に対するサイバー攻撃を始めたのはアメリカです。日本のマスコミでは、アメリカが外から狙われたらもう発信源は中国ではないかというような報道が多いんですが、この映画のブルーレイ版の付録の映像をごらんになった方はおられますか。このブルーレイ版、DVDもそうだと思いますが、この中には、オリバーストーン監督がことしの1月に、この映画のプロモーションのために日本に来られたときに受けたインタビューが収録されているんです。ストーン監督はそこで何を言っているかということ、アメリカが外から攻撃を受けていると我々は聞かされているんだけど、実はそうではなくて、サイバー攻撃というのは、まずアメリカが始めたことなんだということを述べています。もしブルーレイを借りる、あるいは買うという方がおられたら、オリバーストーン監督のインタビューをぜひごらんください。その中で監督は、今言った非常に重要な指摘をしています。何もかもアメリカが始めたことだと。

何とスノーデンが、映画の中ごろで、日本にいたときに日本のインフラをダウンさせるためのマルウェアを仕込んであるんだという話をし、ストーン監督がインタビューで、映画でフィクションにしたのは、それがばれるとスノーデンの刑事責任が追及されるおそれがあるような部分だけだ。それはどこかということ、例えば、NSAから機密情報をルービックキューブに入れて持ち出すとき、身体検査であそこを通るときに、ルービックキューブをそのまま持って通ると反応するので、わざと係員にルービックキューブをぼんと渡して、通ってからぼんととるという場面があります。あれは創作だそうです。しかし、それ以外は皆、真実ですと言われたんですね。ということ

は、マルウェアも真実だということです。それが日本だけではなくて、ブラジルとかエクアドルとかといったアメリカとの間では同盟国と言われている国々についても仕かけたんだということをスノーデンは言っているわけです。

ことしの4月にアメリカのネットメディア「インターセプト」も、4年前、マルウェアではなくてエックスキースコアを日本の防衛省に提供したということを公表しています。防衛大臣はノーコメントと言っていますけれども。そういった日本の安全にとって、まさに脅威となるようなことが行われている、あるいは日本国民のプライバシーがアメリカに提供されるような、そんなことが現に行われているという指摘がある。そういう指摘があるにもかかわらず、日本の政府は、それに対してノーコメントだ。ブラジルでは大騒ぎになったらしいですよ。ということなので、スノーデンはインタビューの中で、日本国民を私は本当に心配していると言っています。

さて、そこで、もう一つ、そこから出てきた話をしておきます。監視社会、サイバートロの日常化という話ですが、今月3日、私が好きでよく見ている日曜日の夜11時半からのNHK教育テレビの番組「サイエンスZERO」というのがございます。このときの、「サイエンスZERO」のテーマは「家電が狙われる」、「新たなサイバー犯罪の脅威」でした。NHKのホームページの中にある「家電が狙われる」という巻の番組紹介には、今、インターネットにつなげてスマートフォンなどで遠隔操作できる最新家電が大注目。ところが、その家電が何者かに不正に侵入され、監視カメラの映像をのぞき見られたり、個人情報盗み出されたり、勝手に操られて世界規模のインターネット犯罪の道具に悪用されたりするリスクが浮かび上がっている。ネット家電を足がかりに社会全体まで脅かしかねない新手の犯罪の手口とはということが書かれています。どういう話かというと、これもやっぱりマルウェアです。

家の中でインターネットを無線LANにするルーターにいつの間にかマルウェアが侵入してしまっていて、そのルーターがマルウェアを侵入させた人物によって自由に操られる。でも、使っている人は気づかない。

何が起こるかという、例えば、ルーターと同じようなものに監視カメラがござい  
ます。それも、例えばコンビニですとか、あるいは金融機関ですとかというようなど  
ころのカメラもそうなんです、そういうカメラがいつの間にか乗っ取られて、そこ  
の映像が他人によって見られてしまう。しかも、その映像を見ることができる秘密の  
サイトまである。そこで何が起こるかという、窓口の内側を狙っているカメラがあ  
ります。それを通じてそこでやっている処理が全部見えちゃうので、個人情報、住所、  
氏名、下手すると銀行の口座番号であったり、暗証番号であったり、書いていたら全  
部映ってしまうんですよ。

もっと衝撃的な話は、そういうふうに乗っ取られた家電製品から、実は、ある大型  
のホストコンピューターに向けてサイバー攻撃ができるんです。現にアメリカでは、  
それが起きたようです。しかも、そのマルウェアの名前が「M I R A I」、日本人が  
つくったのかと思わせる名前ですが、いまだに誰がつくったかは明らかではございま  
せん。しかし、まさにインフラをダウンさせることができるサイバー攻撃が、これだ  
できるんだそうです。

私はそれを見て、このマルウェアってもともとスノーデンがつくったやつに誰かが  
手を加えたんじゃないのかと思いました。出所は全部アメリカじゃないかと。つまり  
4年前にアメリカで開発されたそういうマルウェアというものが、もう4年もたって  
いますから、ハッカーたちがそれを改良して、今度は自分のために使うということ  
です。だから、アメリカがアメリカファーストでアメリカの安全のためにとやってやっ  
たものが、今や、そういう技術を持っている人なら誰でも使えるようなものになっ  
てしまっている。核兵器と一緒にですよ。つまり、世界を不安に陥れる道具になっ  
ていないかということです。非常に困った話です。だから、結びつけて考えなきゃ  
いけないんですね。そういうものがいつの間にか頭のいい人物によって開発されて、  
サイバーテロが行われるんだ、あるいは我々のプライバシーが侵されるんだというん  
じゃなくて、そういうものを最初につくったのはどこで、何を正当化の理屈にしてや

ったんだというのを考えなきゃいけない。そういう時代になってしまいました。

さて、これは小笠原みどりさんという方のホームページからちょっととったのですが、日本では、この史上最大級の内部告発、すなわちスノーデンの内部告発は、どこか他人事のように報道されているというんですね。先ほど言いましたように、スノーデンの告発が4年前にあった後、ドイツやブラジルでは、それは大騒ぎになったんです。すぐに自分たちの個人情報を含めどこまで把握されているのか調べる独自の取材も始まったんですね。しかし、日本では、そのような追及は起こらなかったと小笠原氏は言っています。さらに、インターネット時代の私たちは、まことに忘れやすい。きのうの衝撃はきょうの凡庸にすぐさま姿を変える。自分が監視されているかも知らされても、即刻実害がないのなら、さして危機感も湧かず、むしろ受け入れてしまおうと書いておられますが、4年前の出来事が今月報道された「サイエンスZERO」の話と結びつくということにどれぐらいの人が気づいているのでしょうか。

それで、これもNHKを見ていましたら、キャッシュレス社会がやってきて、現金を使わないで決済するというのです。コンビニとかで。現金を使わないで決済するという社会が、日本ではまだ普及率は少ないのですが、東アジアですと中国、韓国、もちろんアメリカもですが、非常に広まっているようです。知り合いの中国の方に聞きましたら、中国では、スーパーでも買い物なんかで現金を使わないらしいですね。

中国では、WeChat PayというのとAlipayという2つの有名なキャッシュレスの支払い決済をしてくれるサイトがありまして、スマホにアプリをダウンロードと使えるようになるらしいんです。ところが、びっくりしたのは、Alipayというアプリでは、借金を期日までにちゃんと返済するとか、そういうきちんとした行動をとっている、あるいは法律違反をしていないというようなことがあると、その人の信用度数が上がっていき、それによって借りられるお金の金額も上がっていくという形で、個人の格付をやっているらしいんです。数字で。300点から900点の間で格付をやっているんですけれども、何とキャッシュレス決済を普及させるために、

この点数がたまったらいろいろな割引サービスが受けられるとあって、なるべく現金より、そういうキャッシュレス決済をやらせようとしているんだそうです。しかも、この点数がたまっていくとどうなるかという、その情報がどこかに漏れていて、例えば就職に有利だ不利だとか。男性、女性両方あると思いますが、異性をナンパするときでも、僕は何点あるんだよとか言うともてるという話があります。

ところが、怖いのは、この点数が、実は、例えば速度違反などの道路交通法違反をやると、いつの間にか減っている。つまり、警察の情報とAlipayの点数がつながっているというんですね。ということは、中国の国家機関は、個人一人一人に割り振られたその点数を皆知ることができるということです。大変な社会だなと思います。それをさらっと報道しているNHKもNHKなんですけれども。同じ技術は、日本でも導入される可能性があります。

さて、3番目のところは、もう一つのお話、特定秘密法でございます。

特定秘密法の中にも、ことし成立した組織的犯罪処罰法改正の中にあるのと同じような共謀罪の規定がございます。3年前にこの法律ができたときには、あまり話題にならなかったのですが、特定秘密を漏示しよう、探知しようという共謀が共謀だけで処罰されるという規定があるのですが、きょうの話との関係でいうと、この法律はアメリカがデザインしたものであるという話が重要です。

さて、特定秘密法は、どのような情報がどのような方向で集められ、どのように用いられるのかについての情報開示を拒否するための法律と考えていただければいいです。つまり、国がどんな情報をどんなふうを集めて、どんなふうに使っているのかということについて知らせてくれない。

象徴的なお話は2年前です。いわゆるイスラム国人質事件というのが起こりました。後藤健二さんというジャーナリストの方と、もう一方、先に捕まっている方がおられて、その2人が殺害されたという事件です。問題は、この2人が人質にとられているという映像が流れたときに、日本政府はどのような対応をしたのかということがいま

だによくわからないことですね。安倍首相は、そのとき、外国における邦人に対するテロ事件については、いわゆる特定秘密に該当する情報が含まれ得るという答弁をしておりまして、どんな対応をしているのかということは一切明らかにしなかったんですね。

さて、秘密保護法の中には、共謀罪もあるんですよというお話です。第25条に、これは罰則のところにある条文ですが、23条1項または前条1項に規定する行為、これは特定秘密を漏らそうとする行為です。その行為の遂行を共謀し、教唆し、または扇動した者は5年以下の懲役に処すると書いてあります。準備行為がなくても共謀だけで処罰するという規定です。同じような規定が25条の第2項にもあります。

さて、これについてのスノーデンの指摘です。スノーデンは、こう言っています。特定秘密法はNSAが外国政府に圧力をかける常套手段ですと。自分たちは既に諜報活動を実施していて、有用な情報がとれたが、法的な後ろ盾がなければ提供できないと外国政府に告げる。秘密保護法ができれば、もっと機密性の高い情報も共有できると持ちかけられれば、相手国の諜報関係者も情報が欲しいと思うようになる。私たちはたくさん秘密を知っているんですよ、欲しかったら秘密保護法をつくりなさいねと言うんですね。こうして国の秘密は増殖し、民主主義を腐敗させていく。スノーデンが言うには、僕が日本で得た印象は、アメリカ政府は日本政府にこういった取引に参加するよう圧力をかけていたし、日本の諜報機関も参加したがっていたが慎重だった。それは法律の縛りがあったからではないでしょうかというのです。一応憲法でもプライバシーは基本的人権として保護されるからです。その後、日本の監視法制が拡大していることを僕は本気で心配していますと述べています。

次は共謀罪のお話です。

なぜ日本政府は、参加罪ではなく共謀罪を選んだかという話になります。これは御存じでない方のために、ちょっと補足説明します。

ことし成立したとされている組織的犯罪処罰法改正、その中にある共謀罪は、なぜ

必要だと言われたかといえば、国連の組織的犯罪対策条約、越境ないし国際組織犯罪対策条例です。この条約を結ぶために、この条約には、加盟国は共謀罪を処罰するか、または、そういう犯罪を遂行する組織に参加することを処罰する、そういう法律をつくれと書いてあるというんですね。一定の重さを持った犯罪を遂行する組織に参加することを処罰する、これは参加罪といいます。要は、少なくとも条文上は、どちらか1つをとればいい。

ヨーロッパの国の多くは、参加罪のほうを選んでいますが。日本の刑法に一番大きな影響を与えたのは、ヨーロッパの中ではドイツ、フランスです。ドイツは参加罪を持っています。お隣の韓国、韓国の刑法も、日本とよく似た刑法を持っています。ということは、ドイツとよく似た刑法なんですね。ですから、韓国も、ドイツと同じような参加罪を設けることで、この組織犯罪条約に加盟いたしました。

同じような刑法を持っている日本ですから、日本も参加罪のような方向で行くのかなど、弁護士の高橋雄一先生は、そんなふうに思っておられたようですね。ただし、それにしたところで、刑法では結社の自由を保障しているので、単純に参加罪に乗るというわけにもいかんだろうと置いていたと。後からわかったことですが、この組織犯罪条約をつくる交渉の過程で、日本政府から派遣されている、法務省から派遣されている係官は、もう一つ別のものをつくってくれ、第三の選択肢をつくってくれと言っていたようです。

ところが、2000年1月、第7回条約起草会合の後に日本とアメリカとカナダの3国で非公式の協議が行われたんですね。この非公式の協議が終わった後、突然、日本政府は立場を転換して、共謀罪をつくり出すと言い出したんです。この経過は、今のところ明らかではございません。しかし、高橋先生は、恐らく先ほどの特定秘密保護法と同じようなことが起こったのではないかと、つまり、アメリカと同じような法律をつくれ、アメリカに合わせろというようなプレッシャーがかかったのではないかと推察されています。私も、そう思います。

というのは、ちょっと専門的な話になりますが、共謀罪は、でき上がった条文をよく見ると、日本のほかの刑法の条文と合わないところがたくさんあるんですよ。

法務省の刑事局が詳しい共謀罪の解説を書いたんですが、私はそれを見て、そんなことだったら使えないよと書いたんです。法務省、検察庁は、この共謀罪をまともに使う機会はあまりないと思います。だから、安心だと言っているわけではありません。法務省、検察庁は裁判で使えないだけで、警察は共謀罪の捜査だということではいろいろ使えるし、通信傍受でも使える。つまり盗聴でも使えるので警察は使い放題なんです。裁判では使えないというところがあるんですね。でも、それも含めて、やはりアメリカが自分のところに合わせろというプレッシャーをかけてきたのではないかと私は思っています。

さて、私たちは何をスローガンにして、この問題に立ち向かえばといいかという話をしておきます。

自由で民主的な社会の基盤としての自己情報決定権の話です。またドイツの話ですが、ドイツには憲法裁判所というのがございます。この憲法裁判所は、今からもう30年以上前、国勢調査に関して、これは一部憲法違反だという判決を出したことがあるんですね。それは何かというと、国勢調査でいろいろなことを日本でも聞かれますよね。問題は、その情報をどんなふうに使われるのかについての透明性がない、また、変なところに使わないでくれという個人の権利をちゃんと保障し切れていないということが理由なんですね。その中で憲法裁判所がこう言っています。憲法で保障するプライバシー権というのは自己情報決定権である。つまり、自分の情報について、それをどう出すかということだけでなく、出した情報がどう使われるのかということについても出した人が決定する権利がある。同時に、それについて正しい社会的評価を求める権利もあると言っていますね。

この自己情報決定権というのは、今日、非常に重要です。というのは、それからさらに30年の間に、ドイツは、またいろいろな判例を憲法裁判所は出しているんです

が、このネット社会において、いろいろな情報、特にビッグデータと言われるような情報ですね。GPS、顔、何でもいいんですが、どんなにささいな、一見して人の人格と無関係に見える情報であっても、その利用方法が際限なく拡大する現代においては、かかる情報がほかの情報と結合することで包括的な人格プロフィール、つまりこの人はどういう人なのか、どういうことが好きで、どういう政治的主張を持っていて、どういうやばいことをしているのかを描き出さないとも限らないんですね。

「多数の無辜の個人をも措置の作用領域に取り込んでしまうような、嫌疑を欠いた、広範囲に拡散する基本権介入は、それだけでも高い介入強度をもつ」、これは憲法裁判所の判決の一節でございます。いつ何時、自分の活動が情報収集の対象となると見通せないような社会は、個人の自己実現のみならず、自由で民主的な共同体をも脅かす、これも憲法裁判所が言っています。したがって、どんなふうに自己情報、個人情報が集められるかだけではなく、集められた個人情報にどんなものが含まれているかを明らかにしろという開示請求権、それから、それをもう消去しろという消去請求権が今日、非常に重要になっています。

さて、2017年3月の最高裁GPS大法廷判決は、次のように述べています。すなわち、GPS捜査は、対象車両の刻々の位置情報を検索し把握すべく行われるものだけども、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間にかかわるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動情報を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする危機を個人の所持品にひそかに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したり、カメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものと言うべきであると。

ある自動車がある場所にいる、見たらわかる。そのどこがプライバシーなんだ。一昔前なら、こういう議論で終わっていたんですね。しかし、位置情報が継続的にわ

かるようになってしまうということになると、その人がどこにいて、どこへ行って、どこへ寄って何をしたということで、大体この人がどういう人かってわかってしまう。外から見て、あの車があそこにあるという情報じゃもうないんだということを重視しなければいけないのだと、最高裁もようやく、そういうことを言ったんです。これは、弁護人が偉いんですけども。

そこで、憲法35条の射程が重要になります。憲法35条はプライバシー権を保護すると言われていています。このプライバシー権の中でGPS捜査というのは、今のままでは、犯罪に関係のない自動車使用者の日常の行動の過剰な把握を抑制することができないと。なので、令状もないといけないし、それも従来の捜査令状ではだめなんだということを最高裁は言っているんですね。

さて、ちょっとここで注意してください。GPS端末を取りつけるということについての判断をしたのが、この最高裁大法廷判決でしたけれど、今や、GPS端末ではなくて、スマホにGPSの位置情報がわかるような装置がもうみんな入っております。とても便利ですね。お店がわからないときに、ぱっと地図を出して、今、自分がどこにいて、店がどこにあるのかが全部わかる。でも、何で自分がここにいることがわかってるんだろうと考えると不気味です。そうなんですよ。僕がここにいるというのは、どこまで秘密なのか、どこまで知られているのか、というのを気にしなければならぬ時代になってきました。ましてや、それを国家が無差別に把握できるというのは、大変なことです。

このスノーデンの映画の中でも、スノーデンの彼女が言っていましたよね。政府に異議申し立てができるような社会が自由で民主的な社会なんだよと。それができない社会、無差別大量監視・情報収集とその秘匿は、逆に不自由で非民主的な社会の象徴であるということを改めて感じるというのがこの映画であったと思います。

御清聴どうもありがとうございました。

(拍手)

○司会 松宮先生、どうもありがとうございました。

これから質疑応答の時間なんですけれども、先ほどお寄せいただいた質問の中から、秋山先生のほうからピックアップして、御質問を紹介させていただきたいと思います。

○秋山氏 皆さん、長丁場、大変お疲れさまでございます。京都弁護士会の共謀罪の新設阻止プロジェクトチームの秋山でございます。

私のほうから皆様からいただいた質問を取りまとめて、時間の関係で要領よく松宮先生に質問してみたいと思います。御了承ください。時間の関係で全てに触れられませんが、御容赦ください。

まず、最初の質問でございますが、基本的なところからお伺いしたらいいかな。

一つは、ウェブカメラって何でしょうか。携帯のカメラと同じかしら。携帯のカメラからものぞかれちゃったりするものかしらというような御質問が来ております。

ウェブカメラのほうは、先ほど映画のほうでもノートパソコンの画面の一番上のところに遠隔会議ができるようにカメラがあって、あれがウェブカメラでございます。ノートパソコンを持っている方は御注意ください。携帯のカメラもある。あれなんかでは監視されるのか、されないのかというあたり、松宮先生、何か情報として御存じであれば教えていただければ。

○松宮教授 それは技術者に聞いていただいたほうがいいですね。私は法律屋なので。

でも、私の聞くところでは、マルウェア、スパイウェアをスマホに感染させて、本人が知らないうちにスマホを起動させるということは技術的にできるそうです。ですから、スマホにカメラがついている場合には、そのカメラを起動して、そのときにカメラに映る映像を見るということも技術的にはできると聞いております。

ただ、私みたいにふだんスマホはポケットの中に入れていますが、90%以上は大抵ポケットの中の暗い映像しか映らないんですけどね。

○秋山氏 ありがとうございます。

今の監視技術によると、一般市民でも誰でものぞけるというようなことが伝わってきたんですけども、これが一般市民についても事件のでっち上げに盗んだ情報を使われる可能性とかがあるではないかという心配があるのですが、そのあたりは、どんなふうに考えたらいいかという御質問です。

○松宮教授　NHKの番組では、まさに国、政府ではない一般の悪人がそういう情報をこれから悪用したり、サイバー攻撃をしたりすることを警告しておりましたけれども、そんなことは別に一般市民であろうと国家であろうと同じなんですよ。全て技術的には、可能な時代に入っていると思います。NHKの記者がそれでとった映像を、こんなふうに見えるんですよって番組で映していましたからね。ということは、どうしたら見られるかという知識さえあれば、私たちでも、どこかの監視カメラの映像をのぞき見られるということなんです。

○秋山氏　ありがとうございます。

どんどん続いていきますが、共謀罪ができて、私たちの話し合いが監視されていてもおかしくない状況になったと感じます。私たちは、どんなことを注意して生活すればいいのでしょうか。例えば、安倍政権に敵対的なことはもう話さないほうがいいとか、何か注意点があれば教えてくださいということです。

○松宮教授　難しい話ですね。

映画でエックスキースコアというのが出てきたと思います。これは文字情報ですけども、アメリカの政府、大統領に対して批判的なことを言っているというのをキーワード検索したら全部出てくるというものでした。そのエックスキースコアが防衛省にあるという話なので、ということは、今度は日本政府とか安倍首相とかに批判的な発言をキーワードにして検索すればできるのだらうと思います。

どうしたらいいのかと言われても、それで人の口に戸は立てられないので、そういう問題ではなくて、それがどうも使われたのではないかと思われるような事件については、どうやってその情報を入手したのかということを徹底的に追及する必要があります。

ます。それは、もちろん裁判を通じてでもそうですし、情報公開請求などの裁判以外の方法についてでもそうなんですけれども。ともかく、なぜその情報を得ているのかということ明らかにせよと言うことがとりあえず必要かなと思っております。その点でいうと、ここが京都弁護士会だからというわけではありませんが、弁護士さんには大きな期待がかかっているというのと、もう一つ、弁護士さんとネットの技術者との協力が必要だと。技術的にどこまでできるのかという知識を持っておく必要があると思います。

○秋山氏　ありがとうございます。法律も技術も、弁護士はやらなければいけない、・・・ございますけれども。

今、エックスキースコアのことが出てまいりました。エックスキースコアをスノーデンさんは日本に既に提供しましたよという話が出てきていました。日本政府の側は、これにノーコメントであるということですが、こういったことは国会などで追及とかはできないものなのではないでしょうか。何か見方があれば教えてくださいという御質問です。

○松宮教授　追及はできるんですよ。追及はできるんですけど、知らないとかノーコメントと答えるだけなので、それは森友・加計問題と一緒にして、追及する側がどこまで相手に有無を言わせないほどに証拠を持って質問で迫れるかということが大事なんだろうと思います。今、森友問題はかなり大詰めまで行っています。大阪地検特捜部に、いかにこれを捜査して起訴させるかという話が出ておりますけれども、ともかく言い逃れできないようにしていくということが必要です。しかし、森友問題でもあそこまで逃げるんですから、このエックスキースコアについては、本当に同じぐらいのものを持って迫らないと逃げるだろうと思います。

○秋山氏　ありがとうございます。

少し角度が違います質問です。秘密保護法のほうですが、現行の法制だと、一部の例外的場面を除いて地方公務員については国家公務員的な規制はかけられてないと思いますが、今後、国民保護法が発動していくということの関係で、地方公務員法の規

制対象にとられていくということが起こりつつあるのではないか。何かそれについての動きを、刑法学の権威である松宮先生の御存じの範囲で何か動きがあるようであれば教えてくださいという質問です。

○松宮教授　残念ながら、具体的な動きは、私は把握しておりません。ただ、現行法制でも機関委任事務というのがございます。国の事務を地方が委任されて行っているというような事務がございますので、正確に条文解釈をしないといけないのですが、地方公務員であるから秘密保護法には触れないと断言してよいかどうかは、ちょっと慎重であるべきだと思います。

○秋山氏　ありがとうございます。

そうしたら、時間の関係で最後の質問とさせていただきたいと思います。

今、北朝鮮とアメリカの情勢もあって、そういう状況を反映して、自衛隊を憲法に書き込むべきというような動きが政府の側から起きているという現実がありまして、非常に不安な思いで見えております。自分としては、憲法を変えずに、同時に安心、安全を守るにはどうしたらいいのかということで悩んでいます。松宮先生にいい答えがあったら教えてくださいという質問です。

○松宮教授　なかなか難しいですね。私は憲法も防衛も専門家ではないので自信を持ったお答えはできないんですけども、一つ言えることは、今の北朝鮮が何に危機を感じ、何を望んでいるかということをしちんと分析しなければいけないだろうと思いますね。というのは、御存じだと思うのですが、韓国の朴槿恵政権のときに金正恩暗殺計画があったという報道がありましたよね。要するに、北朝鮮の現在の国家体制を転覆させるような動きというのが、I C B M実験に先行していたのではないかと思います。

米韓合同軍事演習、あるいは、それに自衛隊が入るとような演習がこの前に、頻繁に行われております。日本のマスコミだけを見ていると、北朝鮮が挑発していると必ず言うんですが、北朝鮮から見ると、アメリカが韓国、日本を誘って挑発してい

るから、こうしているんだと必ず言うでしょうね。この間、ロシアの外相が、北朝鮮は、今の政権をアメリカに認めてほしい、その保障が欲しいのであり、そのためにいろいろやっているの、それに対して軍事的なプレッシャーをかけ続けるというのは、効果が薄い、あるいはマイナスだという分析をしていました。ですから、これは外交的な問題ですけれども、我々が北朝鮮から先に挑発してきたという情報をそのまま受けとらないことが大事だなと思っています。その前に何があったんだという疑問を持ち調べるのが大事ですね。

それから、憲法の問題ですけれども、ミサイルが飛んできたら自衛隊が何をしようがだめなんですけれども。国民が自衛隊のどのような活動を評価しているのか、自衛隊に対して好感を持つのは、自衛隊のどのような活動についてなのかということきちんと分析する必要もあると思っています。

よく私は自衛隊法を改正して、自衛隊を国際救助隊という名前にしたらどうだと言っています。自衛隊はイラクにも行きましたけど、戦闘をやらないんですよ。その復興を手伝っているということが地元では高く評価されている。アメリカなんかとは全然違う。フランスはシリアを空爆していますからね。アラビアのロレンスの時代からずっとやっていますから、パリでテロが起こる原因の1つはそれです。日本は、そんなことしないでしょ。日本でもテロが起きる、起きると言う人がいますが、少なくともシリア空爆はしていないので、空爆の報復テロはないでしょう。逆に言うと、たとえ後方からであれ、空爆などに加担をするということのほうが、テロの危険を高めることになるというのは常識であろうと思うんですが、なかなかこの常識がマスコミで広がらないというのが問題です。なので、9条改正をする必要はなくて、自衛隊法改正をしたらどうかと言っているんですけれども。これはもっと憲法の専門家などと議論したほうがいいかと思っています。

○秋山氏　　ちょっとだけ時間が余ったので、最後にもう一つだけ。

A l i p a y というアプリがあって、これがやろうとしていることは、日本の場合

は政府がマイナンバーでやろうとしていることと同じではないかと思うんですが、松宮先生、何かおわかりであれば教えてくださいということです。

○松宮教授　マイナンバーで何をどこまでやろうとしているのかというのは、これはどちらかというとな行政法、憲法の問題なので、そんなに詳しくは知りません。しかし、マイナンバーをいろいろな役所とつなげることで、いわゆる社会保障だと最初は言っていたのに、どっちかというとな税務署が使うというようなことで、これをいろいろつなげていけば、ナンバーでもって、その人のプロフィールが全部わかるという危険は十分あると思っております。

なので、私はいつも思うんですけど、私のきょうの講演などで講演料を支払われる京都弁護士会は、マイナンバーを教えてくださいとお願いする義務があるらしいです。私は、1回限りの講演で一々教えていると、マイナンバーを世間にばらまくことになってしまうので勘弁してくださいといつも言っているんですけども。

○秋山氏　本当に長い時間でありましたが、質問には短い時間で大変申しわけございませんでした。

以上をもちまして、松宮先生に大きな拍手を送っていただければと思います。

(拍手)

○司会　それでは、最後に、当会秘密保護法対策本部本部長代行の吉田薫弁護士より閉会の挨拶をしていただきます。お願いします。

○吉田氏　皆さん、大変お疲れ様でございました。

配付資料の関係も、ちょっとばらばらばらばらしてしまい申し訳ありません。

例えば手元に、「秘密保護法シンポジウムの報告」という資料がと届いていますでしょうか。(届いていない可能性がありますので、これについてはこの辺に置いておきます。)

これが去年(2016年)の12月10日に行ったシンポジウムの報告です。今日は(2017年の)12月10日です。秘密保護法が施行されて、今日で3年目とい

うことになります。また、今年は共謀罪が成立し、今日までの間に既に施行されてしまっています。共謀罪についても、秘密保護法についても、大変だ大変だと言いながら、成立してしまったら大したことがないやないか、というように世間で言われてしまっているおそれがあるのではないのでしょうか。

その辺のところについて、去年のシンポでは、青木理には、例えば、秘密保護法が成立する前に、「公安警察」という本を昔書いた。しかし、秘密保護法が施行されてしまっている今、同じ本を書こうと思えば、「取材」ということに応じてくれるだろうか、「出版」ということに応じてくれるだろうということで、すごく情報が細っていつているということを感じないといけないということを言われました。

また、昨年には、テレビの一斉のキャスターの変更というものがありました。これも御存じだと思います。先ほど松宮先生も発言されましたように、ちょっと前に起こったことはすぐもう昔のことになって、なれてしまっている、これは日本人のよさか悪さかということになりますけれども、その辺のところを大分意識してほしいなと思って、去年シンポジウムをやりました。

そこから1年、また、たちました。その間の現実はというと、共謀罪の話はもう出てくる、もう出てくるといって、1月ぐらいに出てきて、あっという間に出されてしまい成立してしまっています。

共謀罪については、まともな審議がほとんどされていないということになりますから、通常、例えば税金の問題で、ここまでやれば、ちょっとこの税金の問題は危ないな。やっぱりやるとしたらこの辺だろうとか、企業が普通に経営判断をしたり、そういうことを検討する中で、税金の問題でいろいろ考えていくこと、そういうことそのものが共謀罪の適用対象になってしまっていると。そういうむちゃくちゃな法律が現実に通っていて、みんな、それはそれで大丈夫だと思っている。大丈夫だと思っているのは、政権との関係がいいとか、悪いかというようなことになってしまっている。

かなり怖いことだなと思いながら、きょう「スノーデン」の映画を見ていると、

我々はもっと、どういうふうにどこを対処しなければならないのか、ということを考えなければならないのかな、と、思っている部分があります。

先ほど、どうするんだという話があったんですが、去年のシンポジウムの際にどんな議論をしたかというところ、それこそ秘密保護法で情報は細っていくおそれがあり得る。ただ、これも情報公開とか、公文書の作成管理の問題に対してきっちりと言っていくこともありますし、これらnことを、一つずつやっていく。

逆に言えば、秘密保護法、共謀罪にしても、国の口を封じていくというか、政権の言いなりになってしまっていくのかという問題があります、そうすればどうなるのかという問題があります。

自分自身、過去のこと、過去にどういうことがおこってしまったのかは、正直言ってあんまりちゃんとわかっていないですが、わかっていたという方はいっぱいおられると思います。その方たちに、きちんとお話をしていただけるようにすること。それから、我々もそういうことがわかった上で、どんどんどんどん話をしていくこと。

今、どうすることがよいのか、ということ、希望を持ちながら議論していきたいと思っています。

秘密保護法についていえば、今年が施行3年目、成立4年目ということになっています。共謀罪は今年です。

また、盗聴法の問題とか、いろいろいろいろ出てきます。

安全保障も、憲法9条の問題が生じてきます。

それらに対して、我々一人一人が、やっぱり思ったこととかをあきらめずにしゃべっていく。それに新しい視点とか、角度とかを入れていくことによって、1人でも、周りにそういう意識をもってもらえればという思いを持ってやりました。

きょうは松宮先生、本当にありがとうございました。

非常に多く来ていただいて、皆さんどうも、ありがとうございました。

去年のシンポの内容等も、いずれ弁護士会ホームページかなんかに載せようと思

って、今、いろいろ作業していますので、いろいろまた御協力お願いします。今日はありがとうございました。

○司会 吉田先生、ありがとうございます。

本日の企画は、これで以上となります。

最後にアンケートの回収に御協力お願いいたします。アンケートの回収ボックスは、出口と1階にも回収担当のものがございますので、いずれかに回収の御協力をお願いいたします。

どうもありがとうございました。